

# 刑事訴訟法

## 設問

警察官 K は警邏中に、パチンコ店駐車場において、別の車両のナンバープレートを着用している不審車両を発見し、盗難車両の可能性や他の犯罪に使用された可能性があると考えた。そこで、当該車両の運転者に職務質問をするために、他の警察官とともに張り込んだところ、午後4時20分頃に、A が当該車両のドアロックを解錠した。そこで、K が A に近づいて話しかけたところ、A は突然走り出して隣接する畑に逃走した。K は追いかけて、A の腰のベルトをつかんだところで、A と K はバランスを崩して倒れ込んだ。別の警察官が A を起き上がらせるとともに、K は A の腰のベルトをつかんだまま A とともに駐車場に歩いて戻った。その後、K は駐車場において、A に人定事項の質問への回答と、A が所持していたバッグ等の所持品検査を求めたが、A はいずれも拒絶した。午後4時35分頃には、A は応援に来た警察官を含めて5名の警察官に取り囲まれた。この段階で、K は A の腰のベルトから手を放した。このとき、応援に来た警察官が A を見知っており、覚醒剤取締法違反の前科がある旨を K に伝えた。これに対して、A は所持していた携帯電話で複数名の知人に連絡した。

午後4時50分頃に、B が「A に呼び出された」と称して駐車場に現れたところ、A は所持していたバッグを「俺のじゃないけど、預かっていてくれ」と言いながら B に向かって投げたが、A から約4m先、B の手前約1mの地面に落ちた。B は戸惑った様子で何も返事をしなかった。当該バッグを警察官らが拾い上げて、A の承諾を得ることなく、ファスナーが閉じていた当該バッグを開披した。K は当該バッグの中から、全ての内容物を一つひとつ取り出して確認した。その内容物の一つである未封緘の封筒の中を確認したところ、当該封筒の中に白色結晶状粉末入りの小袋が入っていたため、これを取り出して予試験を実施した。その結果、陽性反応が出たため覚醒剤であることが判明した。K は午後5時30分に、A を覚醒剤取締法違反(所持)の罪で現行犯人として逮捕し、当該覚醒剤を差し押さえた。

A の弁護人が覚醒剤の証拠能力を争うために、手続の適否についてどのような主張が考えられるか。それに対して検察官からどのような反論が考えられるか。

## ポイント

①職務質問のための停止。②職務質問に付随する所持品検査。

## 解説

### ① 職務質問の性質

本設問の K による A への質問等は、警察官職務執行法(以下、「警職法」)2条1項の「何らかの犯罪を

犯し」という不審事由の存在に依拠した、行政警察活動としての職務質問である。同項によれば、職務質問は、将来行われうる犯罪の予防と過去に行われた犯罪事実の解明の双方を目的として含む。しかし、同条項の「何らかの犯罪」という文言が示唆するとおり、対象犯罪が特定されていない点で、特定された犯罪の解明と訴追を目的とする刑罰法上の捜査とは異なる(刑訴189条2項の「犯罪があると思料」するときとは異なる)。もっとも、本設問の最終段階は特定された犯罪(覚醒剤取締法違反)の証拠収集であることが明らかであるし、運用上は警察官が特定の犯罪の嫌疑を抱いていても、職務質問により被疑者に接触する場合もある。そのため、ときには職務質問は捜査の性質も帯びる。

### ② 職務質問における停止措置

まず、弁護人は、職務質問の際の停止措置の違法を主張することが考えられる。

警職法2条3項は、職務質問の対象者について、刑罰法の規定によらない限り、「身柄を拘束」等をされることはない旨を定める。本設問に即して言えば、実質的に逮捕に至るような停止、あるいは意思の制圧を伴うような強制に至る停止は違法となる。他方で、同条1項によれば、「停止させて」質問することができる。そのため、「身体拘束」等に至らない範囲での停止措置は許容される。停止措置の限界については、警察官の権限濫用にかかる歴史的背景等に照らして、対象者の承諾によって停止できるとどまるという見解もある(警職2条1項は侵害的な行為を許容しない確認規定だと位置づける)。しかし、警職法施行当初から、捜査実務は旧法(行政警察規則)との連続性を強調して腕力の使用は許されるものと解釈した。判例も、職務質問の際に警察官が突然逃げた対象者を追いかけて、背後から「何うして逃げるのか」と言いながら対象者の腕に手をかけた行為について、適法と判断した(最決昭和29・7・15刑集8巻7号1137頁、判例(a))。このような状況を受けて、多数説は、警職法2条1項を、法律の留保の観点から、停止という権利利益の侵害を伴う措置を行う権限を警察官に授けずる規定(権限創設規定)だと理解する。

多数説によれば、①拘束・強制に至る停止にあたれば直ちに違法とされ、それにあたらぬ場合には②警察比例原則に依拠して、停止する必要性と制約される移動の自由の程度を衡量し、相当といえる限度であれば許容される。判例も、この考え方によって説明している。例えば、警察官が職務質問のために被告人車両の運転を停止させて留め置き、その後、強制尿採令状の発付および執行のために、約6時間半以上被告人を現場に留め置いた措置について、最高裁は、停止した当初は適法だったとしつつ、「被告人の覚せい剤使用の嫌疑が濃厚になっていたことを考慮しても、被告人に対する任意同行を求めるための説得行為としてはその限度を超え、被告人の移動の自由を長時間にわたり奪った点において、任意捜査として許容される範囲を逸脱したものとして違法」だと説示した(最決平成6・9・16刑集48巻6号420頁、判例(b))。この説示からは、覚醒剤使用の嫌疑の濃厚さと移動の自由を衡量していること、そして嫌疑の濃厚さに伴って警職法上の停止措置が捜査に移行し、「任意捜査」の限界を